

平成19年10月1日から
外国人労働者を雇用する事業主の方に対し

外国人雇用状況の届出が義務化されます。

外国人雇用状況の届出制度の概要

- ・ 平成19年10月1日から、すべての事業主の方には、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く)の雇入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について 確認 し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられます。
- ・ 平成19年10月1日時点で既に雇用されている外国人労働者についても、届出の対象となります。
- ・ ハローワーク(公共職業安定所)窓口への届出のほか、電子申請によることも可能です。

届出事項・方法・期限等

雇用保険の被保険者である外国人の場合

雇用保険の被保険者資格の取得届又は喪失届の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届け出ることができます。

届出期限:取得届または喪失届の提出期限と同様

現行の資格取得届及び資格喪失届で届出される場合は、備考欄へ在留資格、在留期限、国籍を記載して下さい。

雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

届出様式(ハローワーク窓口または厚生労働省・労働局ホームページからダウンロードすることも可能です)に氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して届け出て下さい。

届出期限:雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで(例:10月1日の雇入れ 11月30日まで)

平成19年10月1日時点で現に雇入れている外国人の場合

届出様式(ハローワーク窓口または厚生労働省・労働局ホームページからダウンロードすることも可能です)に氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して届け出て下さい。

届出期限:平成20年10月1日(ただし、この間に離職した場合は、 または に従い届出)

独立行政法人、国立大学法人、公社等についても届出が必要となります。(国、地方公共団体については、上記 から に準じた別途の対応が必要となります。詳しくは最寄りのハローワークまで)

特別永住者とは

大阪府には、現在約21万人の外国籍の人々が在住していますが、そのうち約13万人(約60%)の人々が韓国・朝鮮人の方々です。

これらの方の多くは、終戦前からわが国に居住することとなり、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱し、終戦後も引き続き居住している朝鮮半島出身者及びその子孫(「在日韓国・朝鮮人」という。)の方々で、今日まで私たちと生活を共にし、わが国の発展に寄与されてきました。

この在日韓国・朝鮮人の方々には、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の他、特別の法的地位が与えられている特別永住者となるため、就職など在留活動に制限がありません。

なお、特別永住者(在日韓国・朝鮮人)の方々は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届出の必要はありません。

確認にあたってのお願い

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の第5の四に示されているとおり特別な調査等を伴うものではなく、通常の注意力をもって当該者が外国人であると判断できない場合にまで確認を求めるものではありません。

特に、特別永住者(在日韓国・朝鮮人)で就労されておられる方は、日本で生まれ育った2世・3世の方がほとんどです。日本語能力や履歴書での学歴・職歴及び運転免許の取得年月日等によって、その人がどの程度の期間日本で生活してきたかにより推し量ることもできます。

なお、確認にあたっては、人権やプライバシーの保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

**詳しくは
最寄りのハローワークまたは大阪労働局まで**

大阪労働局ホムページ

<http://osaka-rodo.go.jp>